

広島市告示第121号
令和4年3月11日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 丸善ビル
 - (2) 所在地 広島市中区堀川町7番5 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島市西区山手町3番1号
齊藤 尊ほか3名
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 別紙のとおり
 - (変更後) 別紙のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 別紙のとおり
 - (変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和4年3月9日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年3月11日から同年7月11日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年7月11日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	変更年月日・理由
齊藤 尊	広島市西区山手町3番1号	
齊藤 真	広島市中区堀川町7番6号	
中野 喜子	広島市南区大州一丁目8番17-1005号	
堀川 陽子	東京都新宿区西新宿四丁目32番11-1110号	

(変更後)

氏名又は名称	住所	変更年月日・理由
齊藤 尊	広島市西区山手町3番1号	
齊藤 真	広島市中区西白島町13番8号	
中野 喜子	広島市南区段原山崎二丁目8番12号	平成26年 11月11日 住所変更
堀川 陽子	東京都新宿区西新宿四丁目32番11-1110号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	代表取締役 ルーカス・セイファート	東京都渋谷区宇田川町 33番6号 渋谷フラッグ6階	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	代表取締役 アネタ・ポクシンスカ	東京都渋谷区宇田川町 33番6号 渋谷フラッグ6階	令和4年 1月1日 代表者変更